

★医師の宿直掛け持ち解禁

厚労省は病院の宿直規制を緩める。これまで病院ごとに宿直医の配置を義務づけていたが、1人で複数の病院を担当できるようにする。夜間対応の必要人数が減れば、日中に勤務できる医師が増え、地方の病院が医療提供体制を維持できる。

医療法は20人以上の患者が入院できる施設を持つ病院に宿直医の配置を義務づけており、一人の医師が複数の病院の宿直業務を兼ねることは容認していない。しかし、情報通信技術の普及により、遠隔でも患者の状態や電子カルテを確認し、解熱剤の処方などを看護師に指示できる。また、医師は40年間に2倍の34万人に増えたものの、都市に集中し地方で不足する。医師の時間外労働に上限規制を設ける働き方改革が始まり医師の不足も顕著になった。掛け持ちをどの程度容認するかは今後の検討課題だ。

【宿直義務の例外に関する規定】

▼医療法 16条

- ・病院の管理者は病院に医師を宿直させなければならない。
- ・例外
 - ① 医師が病院に隣接した場所に待機
 - ② 急変時に当該病院の医師が速やかに診察する体制を確保

▼例外の具体例

- ① 同一敷地内にある住居や併設した老人保健施設などで緊急治療に備える
- ② 医師への連絡体制の常時確保、速やかに駆けつけられる場所にいるなどの4条件を満たす

★手待ち時間の扱いなどを指導

千葉労働基準監督署は、重度の肢体不自由者や知的障害者などへのケアを行う重度訪問介護事業者における長時間労働を防ぐため、重点的な指導に乗り出す。優先して個別訪問を行うほか、今秋には集団指導を実施し労働時間管理の徹底を求める。

重度訪問介護は一般的な訪問介護とは異なり、利用者宅でのサービス時間に制限がなく、提供終了後から次の提供までの間隔にも制限がない。そのため、一般的な訪問介護に比べて長時間労働が発生しやすい。利用者が就寝している際の手待ち時間を休憩としている事業者があり、労働から完全に開放されていない場合には労働時間に該当することなどを注意喚起する。

★住宅手当アップデート

住宅手当を拡充する企業が増えている。採用の促進や社員の働き甲斐につなげる狙い。背景には都心部の住宅コストの増加がある。「借り上げ社宅」と家賃補助制度の両方を実施する企業の割合は上昇傾向にある。

新卒の学生に就職先を判断する上で知りたい情報は、「福利厚生(住宅補助や保養所など)」が61.4%で最も高く、賃上げの次に借り上げ社宅などの福利厚生が注目されている。とのこと。

【幅広い業種で住宅手当拡充の動きが広がる】

セブン-イレブン ジャパン	25年2月から転勤者向けの住宅補助額を最大6千円増額
商船三井	4月から持ち家購入者含む全社員への住宅手当を倍増
三菱重工業	4月から家賃補助を3割増額。新幹線通勤などへ交通費補助要件を大幅に緩和
ニーズウェル	4月から住宅手当対象者を入社3年までから7年目までに
ロイヤルホテル	24年度から若手社員への住宅補助額を最大3万円増額
三菱自動車	23年度から通勤県内に実家がある新入社員の入寮を許可

★外国人の国保滞納防止

政府は外国人の国民健康保険の納付状況を把握できるよう26年度にもシステム改修に乗り出す。早ければ27年度から滞納情報を外国人の在留資格審査に用い、更新の判断などに反映する。

在留期間が3か月を超え、勤務先の健康保険に入らない留学生らは国保に加入する。外国人の被保険者数は23年度97万人で、国保加入者の4%を占めているが、大半の市町村は外国人の納付率を把握できていない。集計可能な一部市町村の調査では、日本人を含めた全体の国保納付率が93%だったのに対し、外国人の納付率は63%だった。住民登録の際に1年分の前払いなどを求める自治体の条例や規則の変更も促す。



アジサイ